

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月5日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第38号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第9号中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改め、同条第10号を次のように改める。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。